概要版

京丹後市再生可能エネルギーの導入に向けた ゾーニング事業に係る パブリックコメントの実施について

1. ゾーニング概要	- 2
2. ゾーニング結果	- 22
3. 発電事業の具体化に向けた情報整理	- 3

■ゾーニングの背景と目的 (P1~P2)

2050年ゼロカーボンシティの実現及び再生可能エネルギーの導入に当たり、環境保全と土地利用の促進を両立するため、促進区域及びゾーニングマップの設定を行い、もって再生可能エネルギーの社会的受容性の向上及び開発等による重大な環境影響の回避低減を図る。

■ゾーニングの基本的な考え方(P2~P4)

【対象】太陽光発電及び風力発電(市内全域)

事業導入の検討が可能なエリアと環境保全等を優先すべきエリア等に区分した。

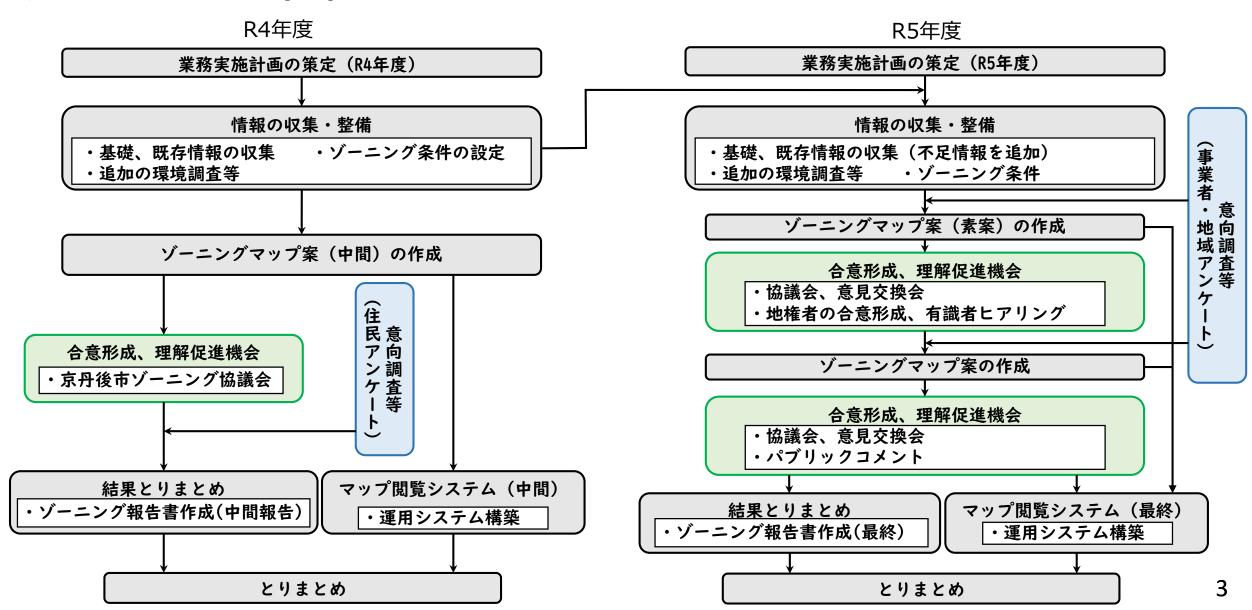
エリア区分の考え方は<u>「促進区域の設定に関する環境省令」</u>及び<u>「京都府地球温暖化対策推進計画」</u>で定められる基準に従った。

エリア区分	エリア区分の考え方	再生可能エネルギーの導入可能性	
保全エリア	環境保全等の法令等により事業実施に大きな制約がある又は事業実施による 重大な環境影響が懸念される等により保全すべきと判断されるエリア	環境保全等を優先すべきエリア	↓ 現 る tal
調整エリア	土地利用に関する法令等の大きな制約はないものの、再生可能エネルギーの 導入にあたって手続きを要する制約が存在すると判断されるエリア	導入の検討が可能なエリア	
白地エリア	保全エリア、調整エリア以外のエリアであり、再生可能エネルギーの導入による環境影響や制約が比較的小さいと判断されるエリア	導入の検討が可能なエリア	
計画区分	考え方		亳
促進区域	・促進区域の基準に適合した事業計画を有し、再生可能エネルギーの導入を促 ・太陽光発電は、10kW以上の設備(屋根置きを除く。)を設定対象とする。 ・風力発電事業は、ゾーニングにおける促進区域の設定対象外とする。	進する区域	育

環境保全等 を優先すべ きエリア

導入の検討が可能なエリア

■ゾーニングのフロー (P6)

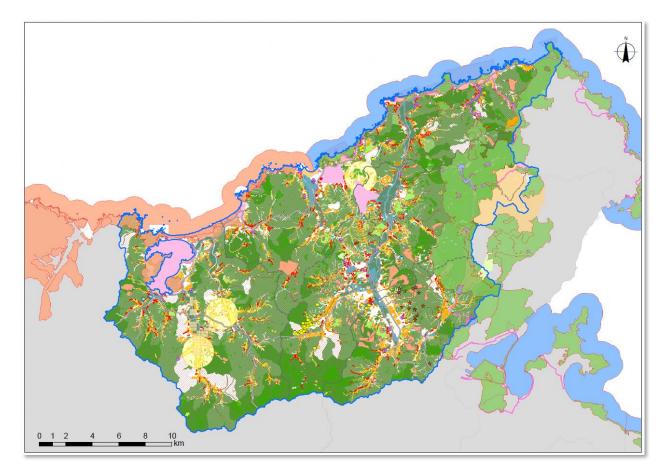


- ■ゾーニングのために実施した調査等(P8~P28)
- ①基礎・既存資料調査 (P8~P18)

地域特性の把握及びゾーニングのエリア設定に必要と なる自然的・社会的状況について、以下に示す区分の もと、既存情報の収集・整理を行い、

GIS(地理情報システム)データとして整備した。

- 【A】生活環境に関する情報
- 【B】自然環境の保全に関する事項
- 【C】景観・人と自然との触れ合いの活動の場の情報
- 【D】法令等により指定された地域の情報
- 【E】社会的調整が必要な事項に係る情報
- 【F】事業性に関する情報



GISデータとして整備した情報

②追加調査及び理解促進 (P19~44)

既存情報以外の情報について追加調査を実施。

調査項目	。 第一章	調査数量
ヒアリング調査	地域を特徴づける生物情報や、ゾーニングに際しての留意事項等について、漁業関係者、有識者、関係機関へのヒアリング調査を実施	13件
コウノトリ調査	【繁殖期】 繁殖ペアの主要な行動範囲、採餌場を把握するため、育雛期に、営巣地3箇所周辺において実施	3箇所×3日×1回
	【非繁殖期】 (とりまとめ中) コウノトリの主な利用場所(餌場、移動経路等)を把握し、自然環境保全の観点からの妥当性を検証するため、11月〜12月に非繁殖期の影響調査を実施	3箇所×3日×2回
アベサンショウウオ 調査 <mark>(とりまとめ中)</mark>	アベサンショウウオの生息の可能性を把握し、自然環境保全の観点からの妥当性を検証するため、11月〜12月に影響調査を実施	5箇所×1回
景観影響調査 (今後実施)	市有地において太陽光発電施設を設置した場合の景観への影響検討を実施予定	5箇所×1回
公共施設の抽出	市が有する公共施設のうち、対象とする施設に係る位置情報、面積等についてデータを収集	134箇所 (117施設)
流域特性調査	現在計画中の風力発電施設を対象に、事業に伴う工事(土工等)によって、周辺の河川などに影響を及ぼす可能性がある流域を把握し、適切なモニタリングを行うことを目的として、これらの流域(以下、影響流域とする)の把握を行った。	3箇所
理解促進機会・検討会等の実施	京丹後市ゾーニング協議会での報告、協議	R4年度:3回、R5年度:2回
・検討芸寺の夫旭	区長会で事業概要等説明、意見交換	R5年度:6回
市民意向調査	京丹後市民から無作為抽出した1,000名を対象に、太陽光及び風力発電のイメージや、ゾーニング事業の配慮事項、農地の有効活用の意向について伺うアンケート調査を実施	R4年度:1,000件 (回答数:350件)
事業者意向調査	市内及び市外の事業者約1,000事業所を対象に、事業用地の有無や京丹後市内での再工ネ事業の意向確認等のアンケート調査を実施。さらに回答内容に基づき16事業所を抽出し、ヒアリング調査を実施	アンケート:1,015件 (回答数:258件) ヒアリング:16件
地域への意向調査	市内238区の地区代表者を対象に、耕作放棄地や遊休地の有無、再エネゾーニングについての意見等を確認する意向調査を実施。さらに回答内容に基づき11地区を抽出し、ヒアリング調査を実施	アンケート: 238件 ヒアリング: 11件
地域の由来等調査	「京丹後市文化財保存活用地域計画」にて挙げられている文化財及び上記の地域への意向調査による「地域の保存したいもの」で挙げられた地 点を抽出し、地図化を行った	113地点
パブリックコメント	ゾーニングマップ及びゾーニング報告書について、広く市民に意見を求めるため、市のHPで公開するパブリックコメントを実施	R5年度:1回

5

②追加調査及び理解促進 ~有識者ヒアリング~(P19)

有識者にヒアリングを実施し、生物の生息情報等の収集を行った。

ヒア	リング先	件数	ヒアリング内容
魚類	元教員	1件	
鳥類	日本野鳥の会京都支部 元大学教員 博物館研究員	3件	・京丹後市における動植物の生息・生育情報・既往文献
両生類	大学准教授	1件	
哺乳類(コウモリ類)	大学名誉教授	1件	・ゾーニングにおける留意点等
植物	地域住民 大学名誉教授	2件	
コウノトリ	京丹後市教育委員会 文化財保存活用課 兵庫県立コウノトリ の郷公園	2件	・コウノトリの生息情報、営巣地・現地調査計画の妥当性の確認・ゾーニングにおける留意点
漁業関係者	漁業協同組合	2件	・漁業操業の実態・魚類の生息状況・ゾーニング、再生可能エネルギー施設に対する意見
景観	京丹後市観光公社	1件	・京丹後市における主要な眺望点の確認

②追加調査及び理解促進 ~市民の意向調査~ (P48~P56)

<u>目的</u>

地域住民の再生可能エネルギーに関する意識や要望を把握し、 再生可能エネルギーに関する施策検討のための基礎資料作成 を目的として実施

調査期間

令和4年12月21日~令和5年1月31日

調査対象

京丹後市に在住の18歳以上の成人1,000人を無作為抽出し、アンケートを郵送

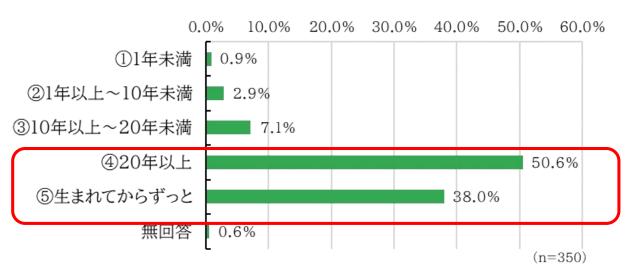
調査結果

回答数:350件 (回収率:35.0%)

●京丹後市の居住年数

「20年以上」、「生まれてからずっと」 との回答者が約90%となっている。

長くこの地域に住まわれている方から多 くの回答をいただいた。

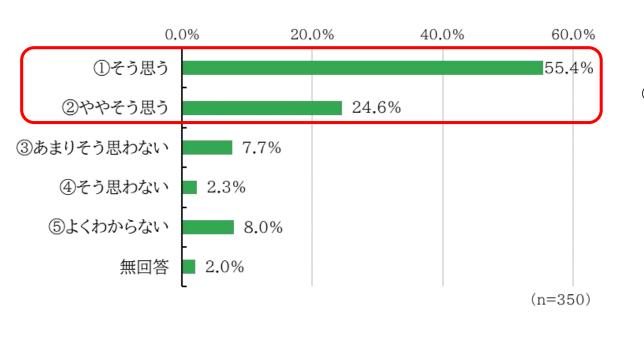


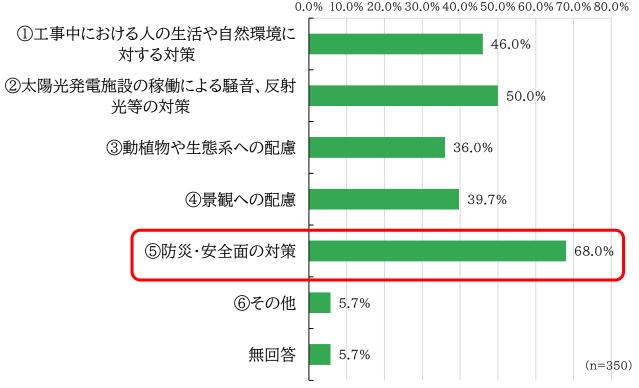
②追加調査及び理解促進 ~市民の意向調査~ (P48~P56)

●京丹後市において、再生可能エネルギー事業 の取り組みを進めていくことは大切であるか

「そう思う」、「ややそう思う」を合わせて約80%と、 事業の取組に前向きな回答が多い ●太陽光発電施設を設置する際、どのようなことに留意すべきか

「防災・安全面の対策」が68.0%と最も多い回答となった

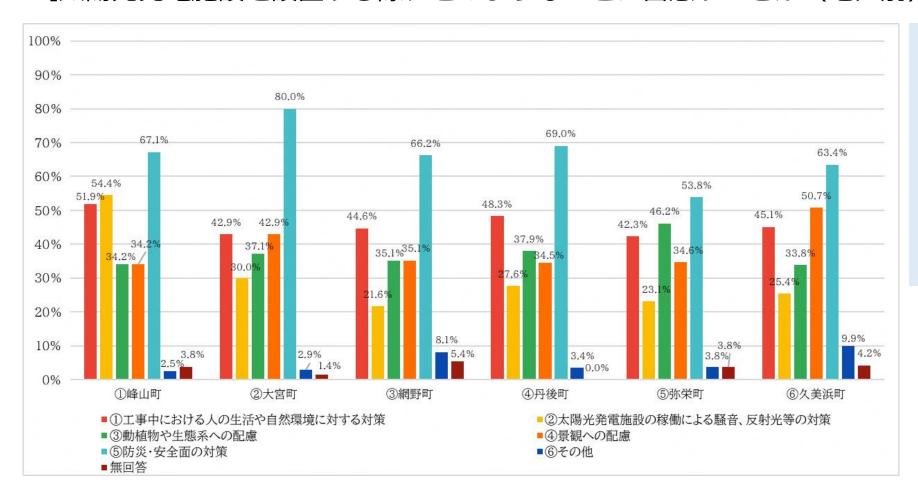




②追加調査及び理解促進 ~市民の意向調査~ (P48~P56)

●太陽光発電に対する印象やイメージ

【太陽光発電施設を設置する際、どのようなことに留意すべきか(地区別)】



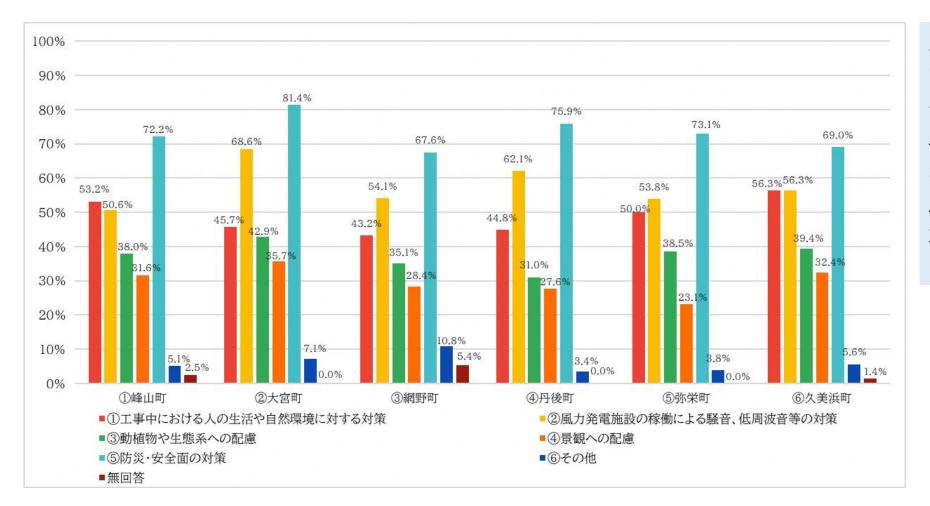
太陽光発電施設の設置における 留意事項では、全ての地区で 「<u>防災・安全面の対策」</u>が最も 高くなっている。

また、町域によっては「<u>太陽光</u> 発電施設の稼働による騒音、反 射光の対策」、「<u>景観への配</u> 慮」という回答が多かった。

②追加調査及び理解促進 ~市民の意向調査~ (P48~P56)

●風力発電に対する印象やイメージ

【風力発電施設を設置する際、どのようなことに留意すべきか(地区別)】

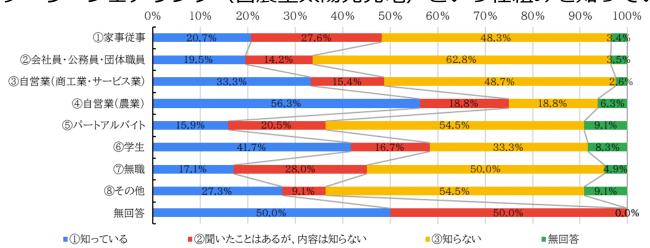


風力発電施設の設置における 留意事項についても、全ての 地区で「防災・安全面の対 策」が最も高くなっている。 続いて、5地区において「風 力発電施設の稼働による騒音、 低周波音等の対策」が次に高 い項目となっている。

②追加調査及び理解促進 ~市民の意向調査~ (P48~P56)

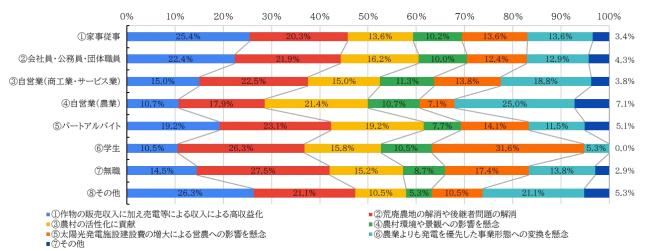
●農地の有効活用

【「ソーラーシェアリング(営農型太陽光発電)という仕組みを知っているか(職業別)】



「知らない」との回答が多く全体的な認知度は低いものの、職業別にみると、<u>農業者の認知度</u>が高いことがわかる。

【市内にソーラーシェアリングの施設が設置された場合どのように思うか(職業別)】



全体では、「荒廃農地の解消や後継者問題の解消」との回答が最も高くなっているが、農業者では「農業よりも発電を優先した事業形態への変換を懸念」という意見が他の職業の方に比べて高いことが伺える。

- ②追加調査及び理解促進 ~市民の意向調査~ (P48~P56)
- ●自由意見

【市の脱炭素化を実現するための取り組みや本アンケート等に関してのご意見】

350名の回答者のうち、69名の方から以下のとおりご意見・ご要望をいただいた。

- ・取り組みの方向性等に関するご意見・ご要望 【29件】
- ・再生可能エネルギーの導入推進に懐疑的なご意見、もしくは進めていく上での条件に関するご意見 【30件】
- ・再生可能エネルギーの導入コスト・収支に関するご意見・ご不満等 【3件】
- ・その他のご意見 【7件】

②追加調査及び理解促進 ~事業者の意向調査~(P28,P57~P61)

<u>目的</u>

事業用地の有無や発電事業の意向等を伺い、ゾーニングマップの基礎資料を作成することを目的として実施

調査期間

令和5年6月8日~令和5年6月23日

調査対象

京丹後市内の事業者及び京丹後市内で太陽光発電設備を設置 しているFIT認定事業者、計1,015事業者

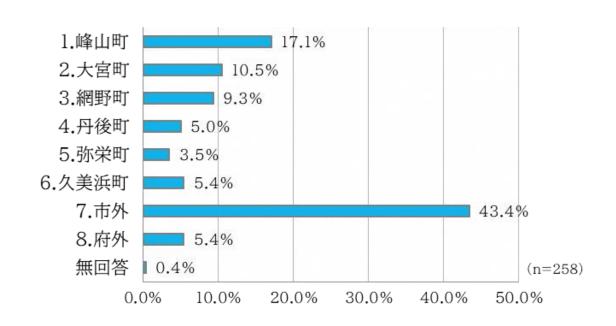
調査結果

回答数:258件 (回収率:25.4%)

●事業者の所在地

「市外」との回答が最も多く43.4%となっている。

京丹後市内では「峰山町」が最も多く、続いて「大宮町」、「網野町」となっている。



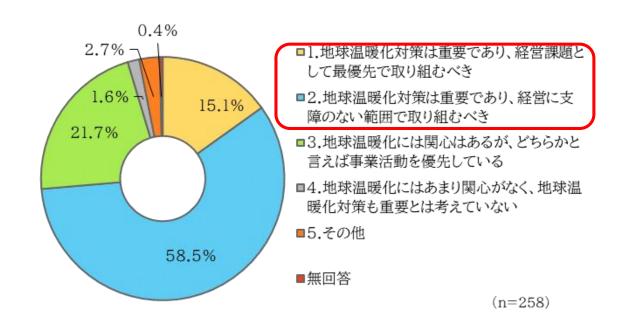
②追加調査及び理解促進 ~事業者の意向調査~(P28,P57~P61)

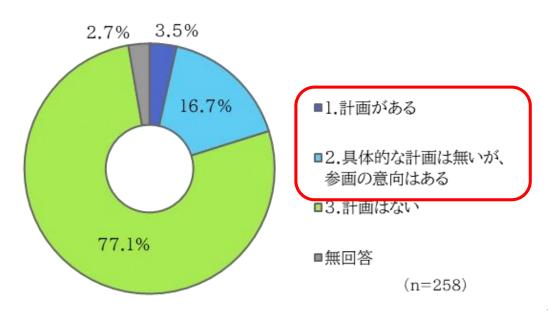
●貴社では地球温暖化防止の取組をどのように 位置付けているか

「地球温暖化対策は重要であり、経営に支障のない範囲で取り組むべき」との回答が最も多く、58.5%となっている。「地球温暖化対策は重要である」と考えている事業者は、一つ目の「最優先で取り組むべき」との回答と合わせ、7割以上となっている。

●京丹後市内において自らが事業経営者となる 太陽光発電事業の計画はあるか

「計画はない」との回答が最も多く、77.1%となっている。 「計画がある」、「具体的な計画は無いが、参画の意向は ある」との事業への参画意向があるとの回答は16.7%と なった。





- ②追加調査及び理解促進 ~事業者の意向調査~(P28,P57~P61)
 - ●PPA事業への設置者としての参画についてのご意見

回答いただいた258事業者のうち、29事業者からご意見・ご要望をいただいた。

- ・事業への参画意向 【2件】
- ・事業用地やコスト等の条件付きの事業への参画意向【9件】
- ・PPA事業や再生可能エネルギーに関する質問や要望など【3件】
- ・すでに事業を実施済み【8件】
- ・事業への参画意向なし【7件】
- ●自由意見(市の再生可能エネルギーのゾーニングについてのご意見)

回答いただいた258事業者のうち、37事業者からご意見・ご要望をいただいた。

- ・取組について賛成的な意見 【9件】
- ・再生可能エネルギーやゾーニングの手法について懐疑的な意見【11件】
- ・再生可能エネルギーに関する提案や意見【8件】
- ・再生可能エネルギーやゾーニングに関する質問や要望など【8件】
- ・その他の意見【1件】

②追加調査及び理解促進 ~地域への意向調査~(P29~P32) 目的

耕作放棄地や遊休地、また地域の保存が必要なもの等を伺い、ゾーニングマップの基礎資料を作成することを目的とした

調査期間

令和5年6月1日~令和5年6月23日

調査対象

令和5年度地区代表者、計238名

調査結果

回答数:122件 (回収率:51.3%)

調査内容

- ①区長を務めている区
- ②区内の耕作放棄地や遊休地の場所
- ③区内で地域の文化や由来など保存が必要だと思うもの
- ④再エネゾーニングについての意見

●ヒアリング調査の実施

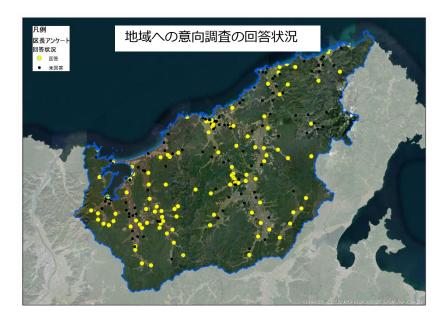
調査対象

意向調査で情報提供いただいた区域を、 ゾーニングマップと重ね合わせ、個票を 作成し、白地エリアからヒアリング対象 地を抽出

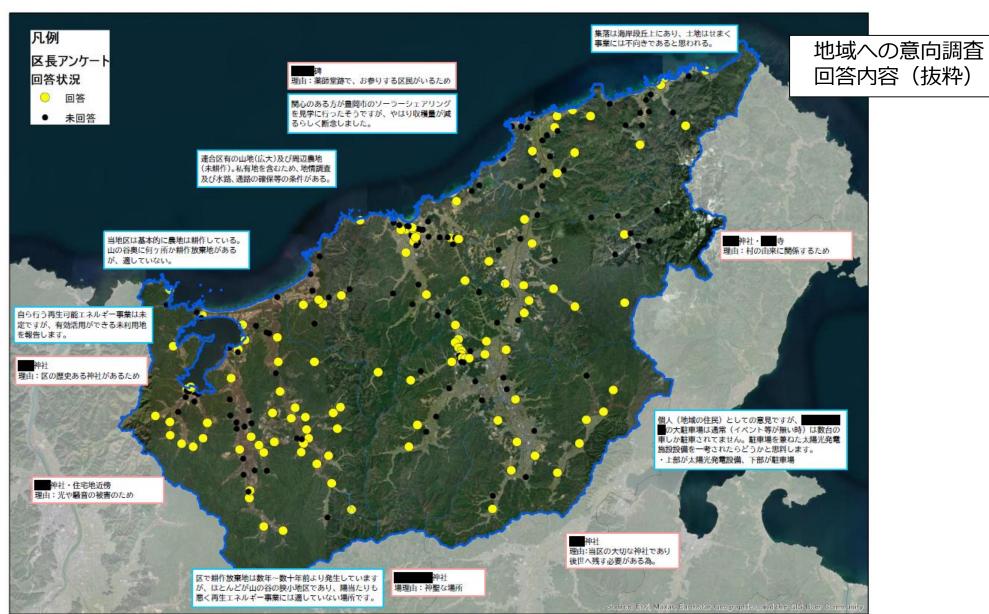
調査内容

抽出した11地域の対象者に電話によるヒアリング調査を実施

遊休地の詳細情報を伺った



②追加調査及び理解促進 ~地域への意向調査~ (P29~P32)



②追加調査及び理解促進 ~地域への意向調査~ (P29~P32)

【区長】京丹後市の再生可能エネルギー導入の可能性検討に向けたゾーニングに関する情報調査

配布数 238 回答数 20.2%

地域への意向調査 意見の集約(1/3)

		Ⅱ.地区内で自ら行う再生可能エネルギー事業に関してお伺いしま		Ⅲ.ゾーニングにあたっての酢	2慮事項について
	回答番号	II-1 地区の中で思い当たる耕作放棄地や遊休地などの再生可能エネルギーに取り組めそうな、有効活用を図りたい未利用地がございましたら、その土地ごとにご記入ください。 複数ある場合は、すべてご記入ください。	II-2 営農を継続しつつ、農地で再生可能エネルギー 事業も行いたいという方をご存じであれば教えてください。		項の掲載にあたり、文化財の他に、区の中で保 あればご記入ください。 複数ある場合は、すべ
		1つ目 2つ目 3つ目		①名称	①理由
1	6	集落は海岸段丘上にあり、土地はせまく事業には不向きであると思われる。	なし	自然景観の保全	集落のある周辺海域の自然景観は大変美しく「保全するべき区域」としての扱いを希望する。
2	7	区で耕作放棄地は数年〜数十年前より発生していますが、ほとんどが山の谷の狭小地区で あり、陽当たりも悪く再生エネルギー事業には適していない場所です。		●●神社	神聖な場所
3	9	無し	無し	●●神社~●寺にかけての山林	
4		なし	解りません	●●神社	当区の大切な神社であり後世へ残す必要がある 為。
5	14	小字●●の一帯、市道●●線(地図付き)			
6		区内で該当する土地等はありません。 個人(地域の住民)としての意見ですが、●●の大駐車場は通常(イベント等が無い時)は 数台の車しか駐車されてません。駐車場を兼ねた太陽光発電施設設備を一考されたらどう かと思料します。 ・上部が太陽光発電設備、下部が駐車場			
7	18	なし	なし	●●の巣	営巣しています
8	23	現在のところ未定			
9	25	当地区は基本的に農地は耕作している。山の谷奥に何ヶ所か耕作放棄地があるが、適していない。	無し		
10	31	府営住宅の跡地			
11	36	今のところありません。	※関心のある方が豊岡市のソーラーシェアリングを見学に 行ったそうですが、やはり収穫量が減るらしく断念しました。	●●碑	薬師堂跡で、お参りする区民がいるため
12	43	①25,000㎡ 農地(休耕地) ② 7,700㎡ 農地(休耕地)			
13	48	現在、無し	無し	現在、区では導入の希望もなく、区としても推してはいません。 ですから、区全体は、保全エリアと考えています	
14	51	●●番地 登記地籍 1,011㎡ 返却水田で、水はけが悪く水田に適さない物件	本人		
15		区として、個人の考え方については意向を伺っていません。又、広域で調査が出来ませんでした。又、現在、「目標地図」の作成を行いましたのでそれにそって、土地利用は進んでいると思います。(別紙)		①●●古墳群②●●遺跡③●●遺跡	埋蔵文化財としての価値

②追加調査及び理解促進 ~地域への意向調査~ (P29~P32)

地域への意向調査 意見の集約(2/3)

		Ⅱ.地区内で自ら行う評	再生可能エネルギー事	¥に関してお伺いしま	す。		Ⅲ.ゾーニングにあたって	ての配慮事項について	思兄の
]りたい未利用地がございま	どの再生可能エネルギーに取 したら、その土地ごとにご記入				配慮事項の掲載にあたり、文化財 区域があればご記入ください。 複	
		1つ目	2つ目	3つ目			①名称	①理I	由
16	62	小字●● 30,000㎡						暫定登録有形文化財	
17	65	日にちが少なかった為、調べらないのですが、このような答え!	っれる時間が無かったのと、説見 になりました。	明が詳しく無かったので、申し訳	II				
18	68	個人の所有地の活用の意向は	は把握できておりません。)は難しいです。地図に印をいれる等 「係者の確認等、不充分であります。	学ならできるかもしれま
19	69	なし						傾斜がきついし、景観を損な	ょうのでいらない。
20	70						●●神社	区の歴史ある神社があるた	め
21	72	自ら行う再生可能エネルギー: す。	事業は未定ですが、有効活用	ができる未利用地を報告しま					
22	75	なし					全区域保存	「再生可能エネルギーゾーン	ニング」には反対です
23	77	小字●● 荒地	小字●● 保全管理	小字●● 保全管理 小字●● 保全管理	別紙あり	***************************************		***************************************	
24		なし			なし		・●●神社 ・●寺	村の由来に関係するため	
25		小字●●の畑(未耕作地)							
26	84	地区内に数か所の計画が進ん	ノでおり、経過を見た上で判断	したい。	***************************************	***************************************	●●とその周辺	国定公園、及び天然記念物	りのため
27	86						●●跡	遺跡のため	
28		R7に契約が終了するので、以	降は利用可				なし		
29	89	小字●●	- T 2						
30		●番 3,000㎡ 耕作放棄地	●番 2,000㎡ 耕作放棄地		000	000000000000000000000000000000000000000	●●碑		***************************************
31		特になし				***************************************	●●神社、住宅地近傍	光や騒音の被害のため	
32	95	日照時間も少なく設置する場	71111111111111		無し				
33		区には、●●周辺に耕作放棄 ないので、気運が出てこない。	・地がありますが、太陽光発電 	の成功例などの情報が入ってこ	営農を継続しつつ成功しているそ 情報もほしい。	この下で作っている農作物の	特になし		
34	98	小字●●							
35	99						・●●神社・●●神社・●●神社		
36	106	組長会議にて各組長に情報を 報告致します。	と図りましたが今の所それらしき	が無し。今後有るようでしたら					
37		イラストあり			特に無し			地権者との交渉必要	
38	109	役員会議でまだ決まりません。							
39	110	連合区有の山地(広大)及び 通路の確保等の条件がある。	周辺農地(未耕作)。 私有地を	含むため、地情調査及び水路、					

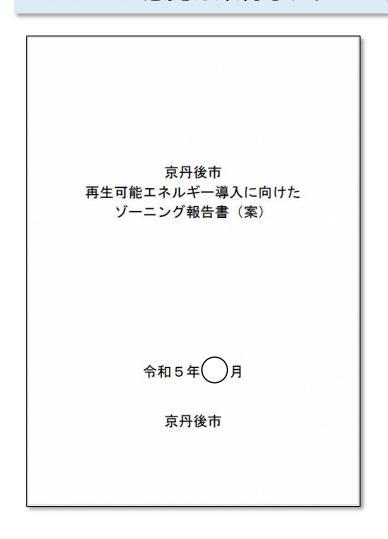
②追加調査及び理解促進 ~地域への意向調査~ (P29~P32)

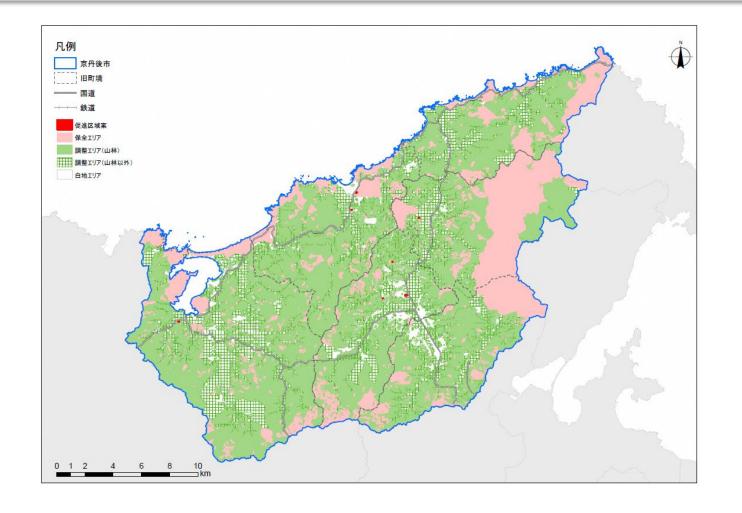
地域への意向調査 意見の集約(3/3)

	-									忠兄の未
		Ⅱ.地区内で自ら行う再生	上可能エネルギー事業	削してお伺いしま	す。			Ⅲ.ゾーニングにあたって	の配慮事項について	
	回答番号	II-1 地区の中で思い当たるまり組めそうな、有効活用を図りたください。複数ある場合は、する	とい未利用地がございました)再生可能エネルギーに取 たら、その土地ごとにご記入	Ⅱ-2 営農を継続し 事業も行いたいといい。	つつ、農地で再生 う方をご存じであれ	可能エネルギー ば教えてくださ	Ⅲ-1 ゾーニングマップへの配存が必要であると考えられる区でご記入ください。		
		1つ目	2つ目	3つ目				①名称	① 担	曲
40	111	現時点では、把握出来ておりませ変興味を持っており今の田んぼを …市や町に寄付したくてもそれも れば…(中山間問題がクリアできるると思っております。農地組合に	ただでもいいからもらって…と ダメで…困っています。もし有? るのなら)この地区だけでも田/	言っても誰ももらってもらえず 効に使っていただけるのであ んぼや畑の非耕作地は多数						
41	112	●番 荒地(R5年度まで多面管理 ●番 ″ (″) ●番 ″ (″) ●番 ″ (農振除外地、荒地) ●番 ″ (″) ●番 ″ (″) ●番 ″ (″)	里地)		不明			不明		
42	114	地区内が平地により遊休地は特に	こなし		特になし			●●古墳が有る	文化財のため	
43	115	※別紙資料あり 中山間や農水環の補助事業に取	り組んでおり、特にありません	0	多面的機能支払交付 会議の中で、当該営農 て資料を配布し、検討 を検討しています。	と継続型の再生可能	エネルギーについ			
44	116	※別紙資料あり ・耕作放棄地 旧田畑、特に谷スジはほとんどが 1,2名おられます。 ・空地 元は民間等があり、現在更地とな ・●●小学校跡地 グランド、体育が、借用地である。地主(所有者を ・区内で「ソーラーパネル」が設置 その他、地図には明記していない 空白地は、農地・宅地となっている 農地等で今後ソーラーを実施した	っている箇所。(何年も空地と 育館は各種行事等で使用する 不明もある)が多数あり手が付されている箇所(3箇所) が、区有林もある(山間部) る(個人所有)	なっている箇所) 。京丹後市が管理している けられたていない。	※区長として、現状の ても良いと思いましたの 人の希望を把握していいですが、今のところ。 空地、耕作放棄地に一 地元に住んでいない力 思います。 現在の区長の思いで、 残す事にもなりかねな 難しいと思います。	かで、別紙の地図としいるものであれば、これ 区民さんからは何も情 しいては、地主さんが すが多く、今後の方針 「一ニング報告するの	ました。すでに個 れを報告するの良 報がありません。 遠方(区外等)で の確認が難しいと りは、後世に禍根を			
45	117	該当なし			不明			区内全域保存が必要な地域です。		
46	119	区として特に状況把握はしていな	い。(不明)		特に把握せず			特に把握せず		000000000000000000000000000000000000000
47	120	多面的機能支払交付金事業に取	なり組んでおり、特にありません	/						
48	122	小字●● 5,000 m²								***************************************

②追加調査及び理解促進 -パブリックコメント-

令和4年度・5年度の事業成果を京丹後市HPでゾーニングマップと共に公表する。 いただいた意見は集約し、ゾーニング報告書へ反映を行う。

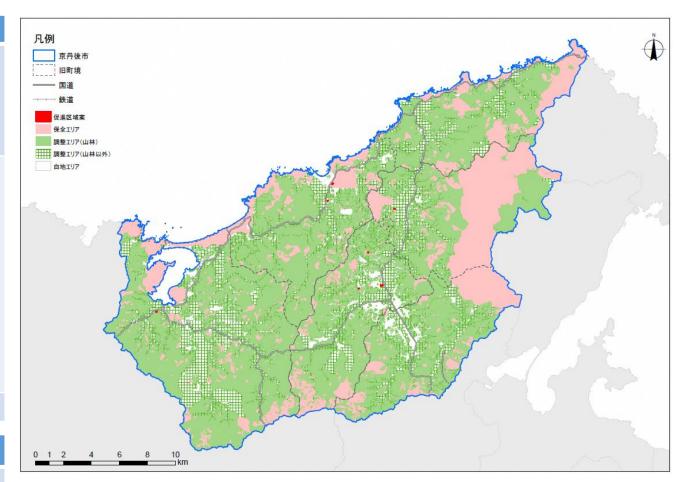




■ゾーニング結果 (P62~P67)

区分	選定内容	規模
保全エリア	国立公園・国定公園の特別保護地域・海域 公園地区・特別地域、京都府自然環境保全 地域/歴史的自然環境保全地域、京都府指定 鳥獣保護区、生息地等保護区、保安林、河 川区域、海岸保全区域	96.9km²
調整エリア	【山林】国有林、公益的機能別施業森林 【山林以外】重要な地形、コウノトリ高利 用域/繁殖ペアの主要な採餌場所/主要な行 動範囲、特定植物群落、巨樹・巨木林、植 生自然度9、10の範囲、長距離自然歩道、国 立公園・国定公園の保全エリア以外の区域、 国・府・市指定文化財、京都府景観資産登 録地区、土砂災害警戒区域/特別警戒区域、 地すべり防止区域、急傾斜地崩落危険区域、 砂防指定地、浸水想定区域、津波災害警戒 区域、優良農地、傾斜角20度以上の範囲	364.9km
白地エリア	保全エリア、調整エリア以外のエリア	40.0km
区分	選定内容	規模
促進区域	太陽光発電の導入の実現性の高い市の保有	0.047km²

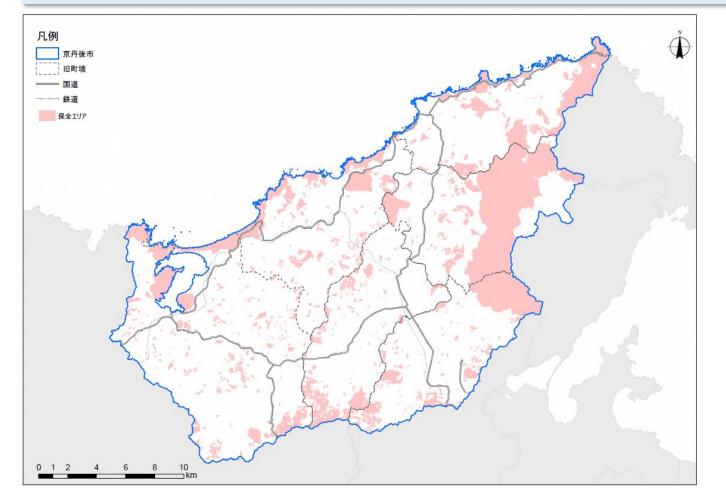
白地エリア	保全エリア、調整エリア以外のエリア	40.0km²
区分	選定内容	規模
促進区域	太陽光発電の導入の実現性の高い市の保有 する施設の屋根	0.047km²



※調整エリアは、太陽光発電施設の導入にあたって、<u>土地利用面において制約のある山林</u>と、<u>より導入可能性の高い</u> 山林以外でエリアを区分し、導入の検討が可能なエリアについて段階的なエリア設定を行った。

■保全エリア (P62~P63)

国基準における「促進区域から除外すべき区域・事項」、京都府基準における「促進区域に含めることが適切でないと 認められる区域」について、京丹後市に該当する区域があるものについては、環境保全等の法令等により事業実施による 重大な環境影響が懸念される等による重大な環境影響がされる等により保全すべきと判断されるため、保全エリアとして 設定した。



【データ内容】

- ・国立公園・国定公園の特別保護地域・海域公園地区・ 特別地域
- ·京都府自然環境保全地域/歷史的自然環境保全地域
- · 京都府指定鳥獣保護区
- · 生息地等保護区
- ・保安林
- ・河川区域
- ・海岸保全区域

■調整エリア (P63~P65)

主に国基準における「市町村が考慮すべき区域・事項」、京都府基準における「考慮を要する区域・事項等」について、土地利用に関する法令等の大きな制約はないものの、再生可能エネルギー施設の導入にあたって手続きを要する制約が存在すると判断されるため、調整エリアとして設定した。

また、土地利用面において制約のある【山林】と、より導入可能性の高い【山林以外】でエリアを区分し、導入の検討が可能なエリアについて段階的なエリア設定を行った。

【データ内容】

<u>山林</u>

・国有林

・公益的機能別施業森林(水源涵養及びその他)

山林以外

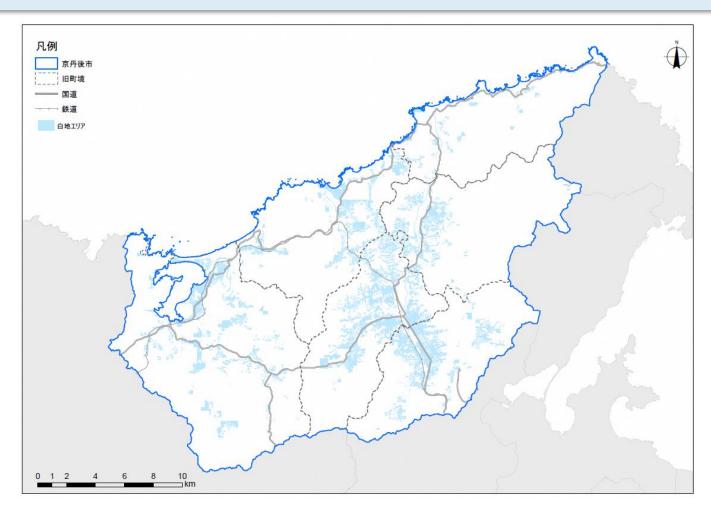
- ・重要な地形
- ・コウノトリ高利用域/繁殖ペアの主要な採餌場所/主要な行動範囲
- ・特定植物群落
- ・巨樹・巨木林
- ・植生自然度9、10の範囲
- · 長距離自然歩道
- ・国立公園・国定公園の保全エリア以外の区域

- ・国・府・市指定文化財
- · 京都府景観資産登録地区
- · 土砂災害警戒区域/特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- · 急傾斜地崩落危険区域
- 砂防指定地
- ・浸水想定区域

- ·津波災害警戒区域
- 優良農地
- ・傾斜角20度以上の範囲

■白地エリア (P66)

保全エリア、調整エリアのレイヤー以外のエリアを白地エリアとした。なお、当該エリアは、事業実施にあたって大きな制約が 少ないエリアであると考えられるが、地域住民や関係機関との合意形成については別途図る必要がある。



■促進区域 (P66)

市域は保全エリア並びに調整エリア及び白地エリアに区分され、いずれの地域においても、法令等による制約や、環境への配慮、地域住民等との合意形成が必要であると判断された。よって、本ゾーニングにおいては、本市の保有する施設の屋根や未利用地への太陽光発電施設の導入を検討していくこととし、以下の公共施設7箇所を促進区域として設定した。

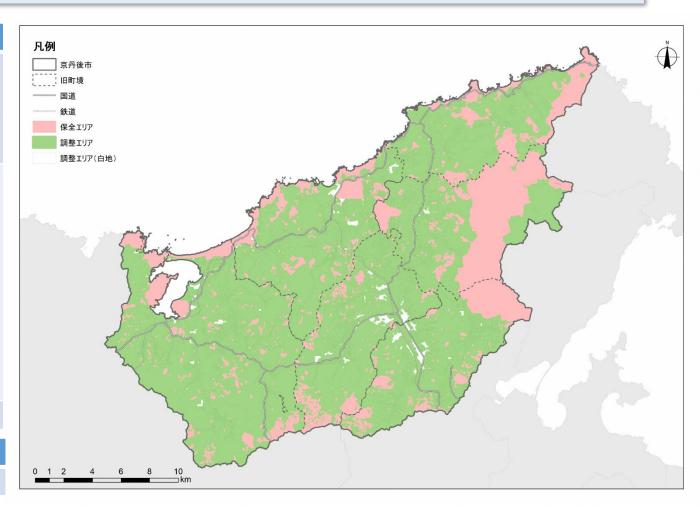
No.	箇所名	設備種別	設置箇所	面積(㎡)
1	いさなご小学校	自家消費型太陽光発電設備	施設屋根	2,490
2	網野中学校	自家消費型太陽光発電設備	施設屋根	6,204
3	京丹後市火葬場	自家消費型太陽光発電設備	施設屋根	1,887
4	峰山中学校	自家消費型太陽光発電設備	施設屋根	5,982
5	網野南小学校	自家消費型太陽光発電設備	施設屋根	4,274
6	弥栄小学校	自家消費型太陽光発電設備	施設屋根	3,438
7	久美浜中学校	自家消費型太陽光発電設備	施設屋根	4,248

■ゾーニング結果 (P70)

陸上風力発電事業は、環境への影響、災害リスク、地域住民との合意形成等、導入にあたって多くの課題が存在するほか、 実際に事業化の計画が検討されている場所が現状存在しないことから、促進区域の設定は行わない。

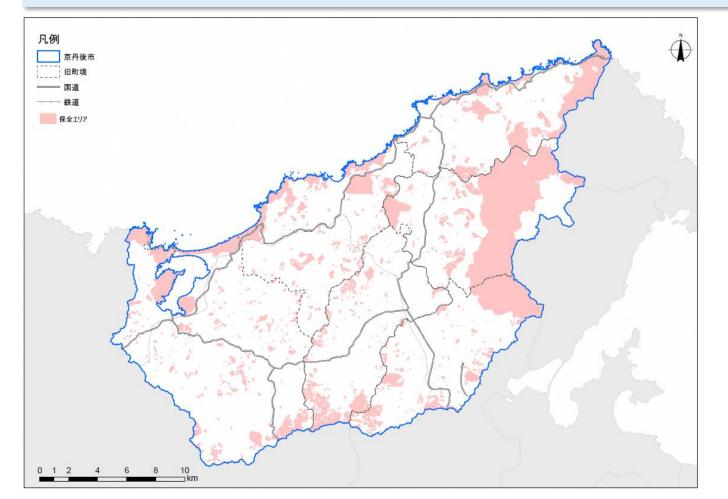
区分	選定内容	規模
保全エリア	国立公園・国定公園の特別保護地域・海域公園地区・特別地域、京都府自然環境保全地域/歴史的自然環境保全地域、京都府指定 鳥獣保護区、生息地等保護区、保安林、河川区域、海岸保全区域	96.9km
調整エリア	重要な地形、コウノトリ高利用域/繁殖ペアの主要な採餌場所/主要な行動範囲、特定植物群落、巨樹・巨木林、植生自然度9、10の範囲、長距離自然歩道、国立公園・国定公園の保全エリア以外の区域、国・府・市指定文化財、京都府景観資産登録地区、土砂災害警戒区域/特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩落危険区域、砂防指定地、浸水想定区域、津波災害警戒区域、優良農地、国有林、公益的機能別施業森林、傾斜角20度以上の範囲	364.9km
白地エリア	保全エリア、調整エリア以外のエリア	40.0km²

区分	選定内容	規模
促進区域	未設定	_



■保全エリア (P70)

国基準における「促進区域から除外すべき区域・事項」、京都府基準における「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」について、京丹後市に該当する区域があるものについては、環境保全等の法令等により事業実施による重大な環境影響が懸念される等による重大な環境影響がされる等により保全すべきと判断されるため、保全エリアとして設定した。



【データ内容】

- ・国立公園・国定公園の特別保護地域・海域公園地区・ 特別地域
- ·京都府自然環境保全地域/歷史的自然環境保全地域
- · 京都府指定鳥獣保護区
- ・生息地等保護区
- ・保安林
- ・河川区域
- ・海岸保全区域
- ※鳥類の生息情報については、既存情報のみではGISデータとしての整理が困難であることから、事業実施にあたっては、別途詳細な情報を収集することが望ましい。

■調整エリア(P70)

主に国基準における「市町村が考慮すべき区域・事項」、京都府基準における「考慮を要する区域・事項等」について、土地利用に関する法令等の大きな制約はないものの、再生可能エネルギー施設の導入にあたって手続きを要する制約が存在すると判断されるため、調整エリアとして設定した。

【データ内容】

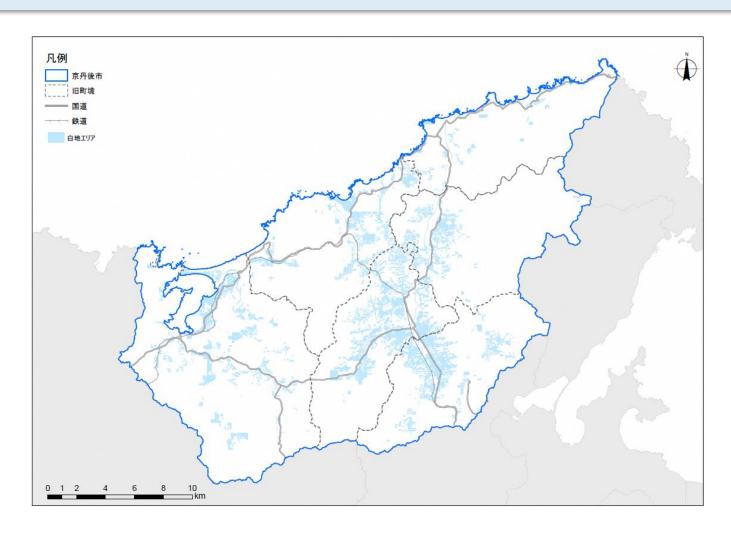
- ・重要な地形
- ・コウノトリ高利用域/繁殖ペアの主要な採餌場所/主要な行動範囲
- ・特定植物群落
- ・巨樹・巨木林
- ・植生自然度9、10の範囲
- ・長距離自然歩道
- ・国立公園・国定公園の保全エリア以外の区域

- ・国・府・市指定文化財
- · 京都府景観資産登録地区
- · 土砂災害警戒区域/特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩落危険区域
- 砂防指定地
- ・浸水想定区域

- 津波災害警戒区域
- ・優良農地
- ・国有林
- ・傾斜角20度以上の範囲
- ・公益的機能別施業森林 (水源涵養及びその他)

■白地エリア (P70)

保全エリア、調整エリアのレイヤー以外のエリアを白地エリアとした。なお、当該エリアは、事業実施にあたって大きな制約が 少ないエリアであると考えられるが、地域住民や関係機関との合意形成については別途図る必要がある。



3. 発電事業の具体化に向けた情報整理

■地域との共生に係る事項(P72~P77)

情報整理や地域への周知・理解促進の各段階において得られた情報より、地域の課題、貢献策等について整理

項目	概要
鳥類への配慮	・ゾーニングに利用可能な鳥類の生息情報が乏しいため、事業計画の検討にあたっては 調査の実施や有識者へのヒアリングを実施し、鳥類への影響に留意が必要・コウノトリの主要な餌場においては、ソーラーシェアリングを推奨
河川への土砂流出への 配慮	・工事中の土砂流出や供用後の土砂流出、地盤の安定性に係る維持管理を適切に実施し、 水生生物への影響に留意が必要
地域の由来への配慮	・本ゾーニングでは文献調査及び地域住民へのアンケート調査により、遺跡、寺社、 建造物等の地域の由来に関連する地域の財産の位置情報について、GISデータとして整備 した。事業計画の検討にあたっては、必要に応じて地域住民へのヒアリングを実施し、 検討箇所における地域の由来に関する情報に留意が必要
防災・安全面及び 景観への配慮	 ・土石流等による発電設備の流出のような二次被害、電気設備への影響等が懸念されるため、事業計画の検討にあたっては、法規制に従うほか、関係機関を通じた十分な検討が必要 ・フォトモンタージュの作成等による景観影響への検討の実施が望まれ、景観を阻害しないように調整を図る必要がある ・「京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例」に基づき、安全対策及び景観への配慮が求められる。

3. 発電事業の具体化に向けた情報整理

■事業計画を具体化する際の独自に把握すべき情報整理(P68~P73)

【調整エリアにおける事業実施時の留意事項】

法令による規制があるエリアについては、関係機関への問い合わせ、許可・届出等の手続きを行う必要がある。自然環境や景観への影響が懸念されるエリアについては、必要に応じて別途調査を実施し、配慮事項の検討を行う事が望ましい。 防災上の配慮・検討事項があるエリアについては、関係機関に詳細な位置を確認のうえ、適切な対策を講じる必要がある。

調整エリアにおける留意事項(抜粋)

No.	データ内容	留意事項	配慮事項 ^{注)}		
			法令	自然/ 景観	防災
B1-1	重要な地形の 範囲	詳細な分布を調査し、直接的な改変を避けることが望ましいが、やむを得ない場合は改変範囲の最小化や沈砂池、土砂流出防止策等の対策により、影響を極力低減する必要がある。		0	
D7	京都府景観資産登録地区 (京都府景観条例)	また、眺望点や景観資源の直接的な改変を極力避けることが望ましいが、やむを得ない場合は、フォトモン	0	0	
E2-4	公益的機能別 施業森林 (森林法)	下記に示す措置を行い、森林の保続培養及び森林生産力の増進を図るとともに、森林の持つ多面的機能が損なわれないように留意し、もって生態系への影響を回避又は極力低減する必要がある。 ・既存の造成地及び管理用道路を有効利用することにより、土地杯変量及び樹木伐採範囲を最小化する。 ・土地の改変等による下流への濁水等の流入が生じない工法を選定する。 ・周辺地域の森林施業に著しい支障を及ぼさないよう留意する。	0	0	0

注) 事業実施にあたり、配慮が必要な項目を示す。

法令:関係法令に基づき、許可や届出が必要な項目。 自然/景観:自然環境、景観への配慮が必要な項目。

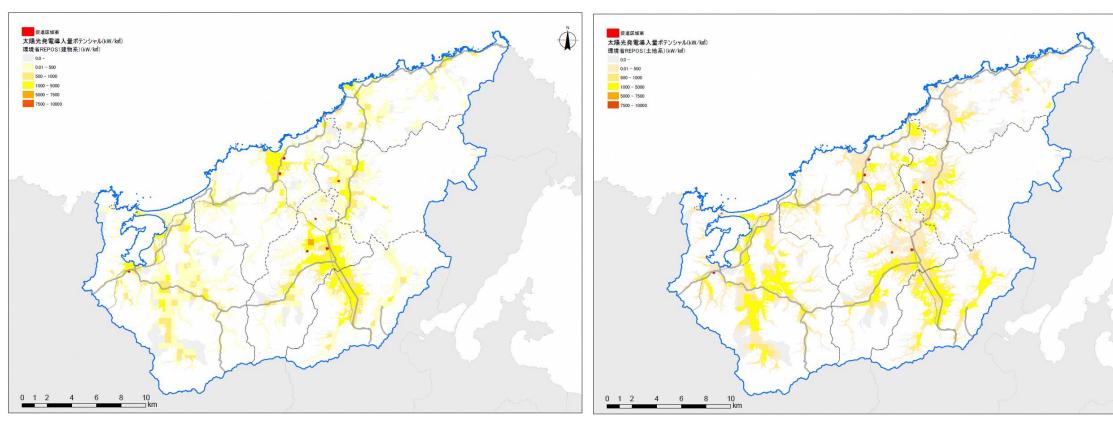
防災:防災上の配慮・検討事項が必要な項目。

3. 発電事業の具体化に向けた情報整理

■事業計画を具体化する際の独自に把握すべき情報整理(P81~P83)

【再生可能エネルギーの導入ポテンシャル】

市域の再生可能エネルギー導入ポテンシャル(太陽光発電)を踏まえ、調整エリアや白地エリアにおける再生可能 エネルギーの導入を進める必要がある。なお、開発を伴う事業の検討にあたっては、環境影響や災害リスクを考慮し、 地域住民等の関係者との合意形成を図りながら進めていくものとする。



環境省REPOS太陽光発電ポテンシャル(調整エリア(山林以外)、白地エリア)

京丹後市再生可能エネルギーの導入に向けたゾーニング事業

~ゾーニングハンドブック~

地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度

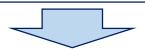
制度の背景・趣旨

- ●国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること(2050年カーボンニュートラル)を宣言
- その実現に向けては、地域資源を活用した**再生可能エネルギーの最大限の導入**が不可欠
- ●他方で、再工ネの導入の課題としては、生活環境・自然環境への影響やその懸念に起因するものもある

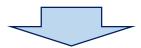


『改正温対法』(2022年4月 施行)

- ・円滑な合意形成を図りながら適正に環境に配慮し、地域に貢献する再工ネ事業の導入拡大を図るため 地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度を導入
- ・市町村は、地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定する場合、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努める



- ●市町村が再生可能エネルギー事業の「促進区域」を設定可能とする制度
- ●国が定める基準のほか、都道府県が基準を定めている場合には、当該基準に従って設置



国や都道府県が策定する環境保全に係るルールに則って、市町村が促進区域等を設定することを通じ、円滑な地域合意形成を促す『ポジティブゾーニング』の仕組み

地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度

制度の概要



出典:環境省 地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック(第2版)をもとに作成

国が定める環境保全に係る基準(国基準)

環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして促進区域設定に係る環境省令において定める基準 全国一律の基準として、市町村が促進区域を設定する際に遵守すべき基準 都道府県基準を定める場合も、環境省令において定める基準に即して定める必要がある。

促進区域から除外すべき区域		市町村が考慮すべき区域・事項※		
原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	自然環境保全法		国立公園、国定公園 (左表①以外)	自然公園法
国立/国定公園の特別保護地区・海域公園地区・第1種特別地域(①)	自然公園法	区 域	生息地等保護区の監視地区砂防指定地地すべり防止区域	種の保存法 砂防法 地滑防止法
国指定鳥獣保護区の 特別保護地区	鳥獣保護管理法		急傾斜地崩壊危険区域 保安林であって環境の保全に関するもの	急傾斜地法森林法
生息地等保護区の管理地区	種の保存法	事	国内希少野生動植物種の生息・ 生育への支障	種の保存法
		; 3	騒音その他生活環境への支障 足進区域に含む場合には、指定の目的の達成に れがないと認められることが必要な区域/促進区均 環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認 な事項	或の設定の際に、

出典:環境省地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック(第2版)

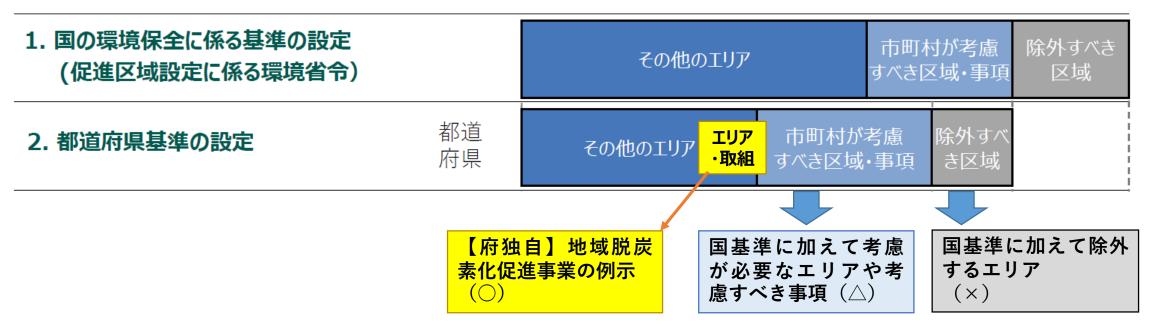
都道府県基準 (京都府)

改正省令では、再工ネ施設の種類毎に以下の環境配慮事項を都道府県基準として定めることとされている。

- ①促進区域に含めない区域
- ②促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項(配慮すべきエリアや配慮すべき事項)
- ③促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法

上記の基準に加えて、市町村が地域脱炭素化促進事業を積極的に促進するためにも、**促進区域設定に当たって望ましいエリアや好事例も** 温対計画に位置付けることとする。

- 4 促進区域として設定を特に推奨するエリア
- ⑤地域の経済活性化や地域課題の解決に貢献することが期待される地域脱炭素化促進事業



出典:促進区域に係る都道府県基準について(令和4年8月1日、府脱炭素社会推進課環境管理課)をもとに作成

都道府県基準 (京都府)

【促進区域に含めない区域:太陽光発電設備】

環境配慮事項	促進区域に含めることが適切でな いと認められる区域	区域等の設定根拠
土地の安定性への影響	・保安林・海岸保全区域・河川区域	・森林法・海岸法・河川法
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・国指定鳥獣保護区・京都府指定鳥獣保護区・生息地等保護区・生息地等保全地区	・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ・京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例
植物の重要な種及び重要な 群落への影響	・生息地等保護区 ・生息地等保全地区	・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ・京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例
地域を特徴付ける生態系への 影響	・自然環境保全地域及び歴史的自 然環境保全地域	・京都府環境を守り育てる条例

環境配慮事項	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	区域等の設定根拠
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立公園及び国定公園の特別地域・府立自然公園の特別地域・保安林(風致保安林)・近郊緑地特別保全地区・近郊緑地保全区域・特別緑地保全地区	・自然公園法 ・京都府立自然公園条例 ・森林法 ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律 ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律 ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律 ・都市緑地法
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・保安林(保健保安林、風致保安林)	•森林法
その他	•生産緑地地区	・生産緑地法

出典:京都府地球温暖化対策推進計画の改定(中間案) 別表 パブリックコメント終了:令和4年12月19日から令和5年1月9日

都道府県基準 (京都府)

【促進区域に含めない区域:風力発電設備】

環境配慮事項	促進区域に含めることが適切 でないと認められる区域	区域等の設定根拠
土地の安定性への影響	・保安林・海岸保全区域・河川区域	・森林法・海岸法・河川法
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・国指定鳥獣保護区・京都府指定鳥獣保護区・生息地等保護区・生息地等保全地区	・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ・京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例
植物の重要な種及び重要な 群落への影響	・生息地等保護区 ・生息地等保全地区	・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ・京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例
地域を特徴付ける生態系へ の影響	・自然環境保全地域及び歴史 的自然環境保全地域	・京都府環境を守り育てる条例

環境配慮事項	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	区域等の設定根拠
	・国立公園及び国定公園の特別地域・府立自然公園の特別地域・保安林(風致保安林)・風致地区・近郊緑地特別保全地区・近郊緑地保全区域・特別緑地保全地区	・自然公園法 ・京都府立自然公園条例 ・森林法 ・都市計画法 ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律 ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律 ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律 ・都市緑地法
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	•保安林(保健保安林、風致保安林)	・森林法
その他	・生産緑地地区	・生産緑地法

出典:京都府地球温暖化対策推進計画の改定(中間案) 別表 パブリックコメント終了:令和4年12月19日から令和5年1月9日

都道府県基準 (京都府)

【考慮すべき環境配慮事項】

太陽光発電 *

風力発電 🕌

環境配慮事項の区分	環境配慮事項	- 環境配慮事項の区分	環境配慮事項
	騒音による影響		騒音による影響
環境の自然的構成要	水の濁りによる影響	環境の自然的構成要 素の良好な状態の保	重要な地形及び地質への影響
素の良好な状態の保	重要な地形及び地質への影響	・	土地の安定性への影響
持	土地の安定性への影響		風車の影による影響
	反射光による影響		植物の重要な種及び重要な群落への
	動物の重要な種及び注目すべき生息地	生物の多様性の確保	影響
生物の多様性の確保	への影響	及び自然環境の体系	動物の重要な種及び注目すべき生息
及び自然環境の体系	植物の重要な種および重要な群落への	的保全	地への影響
的保全	影響		地域を特徴づける生態系への影響
	地域を特徴づける生態系への影響		主要な眺望点及び景観資源並びに主
人と自然との豊かな	主要な眺望点及び景観資源並びに主 要な眺望景観への影響	人と自然との豊かな	王安は眺望景観への影響
触れ合いの確保	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	触れ合いの確保	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響
	への影響	- n	
その他	その他都道府県が発電施設の特性、地 域特性に応じて特に配慮が必要と判断 する事項	その他	その他都道府県が発電施設の特性、 地域特性に応じて特に配慮が必要と判 断する事項

出典:環境省地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック(第2版)

都道府県基準 (京都府)

【考慮すべき環境配慮事項(一部)】

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情 報	①「区域設定」に当たっての考え方	②「事業計画認定」に当たっての考え方	情報の収集方法
土地の安定性への影響	 ・砂防指定地 (砂防法) ・地すべり等防止法) ・急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律) ・土砂災害特別警戒区域 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律) 	 ・砂防指定地、地すべり防止区域、 急傾斜地崩壊危険区域及び土砂 災害特別警戒区域やその周辺を極 力避けること。 ・当該地域を促進区域に設定する場 合は、その設定に当たり、事業計画 の認定時に求められる地域の環境 の保全のための取組の実施について、 その可否を検討すること。 	土地の傾斜の状況等を考慮の上で、関	・京都府土木事 務所、広域振興 局、林務事務所 に確認 ・京都府HP

出典:京都府地球温暖化対策推進計画の改定(中間案) 別表 パブリックコメント終了:令和4年12月19日から令和5年1月9日

都道府県基準 (京都府)

【地域脱炭素化促進事業の例示】

促進区域の候補となる具体的なエリア	区域設定に当たっての限定条件(例示)
営農地	再工ネ事業を実施しながら下部の農地で適切に営農を継続すること
再生利用が可能な荒廃農地	再度営農を行うことができる農地であること。農地として再生した上で再工ネ事業を実施しなが ら下部の農地で適切に営農を継続すること
再生利用が困難と見込まれる荒廃農 地	原野化が進むなど、今後の営農が不可能と見込まれる農地であること
廃棄物最終処分場跡地	市町村等が管理する最終処分場の跡地であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃 止手続がなされたものであること
農業用ため池	ため池管理保全法に基づき適正に管理されたものであること
市町村等の有する遊休地	公共施設へ電源の供給を行うこと
市町村の管理する駐車場	公共施設へ電源の供給を行うこと
企業等の工場跡地	_
商業施設、企業等の駐車場	_
道路・SA・PA・ IC・トンネル坑口、 線路等の法面	交通への支障がなく、強固な架台の設置や構造物の補強を行うこと
再工ネ事業の跡地	既存施設がある場合は、既存施設のリプレイスにより環境負荷の低減等を図ること

出典:京都府地球温暖化対策推進計画の改定(中間案)

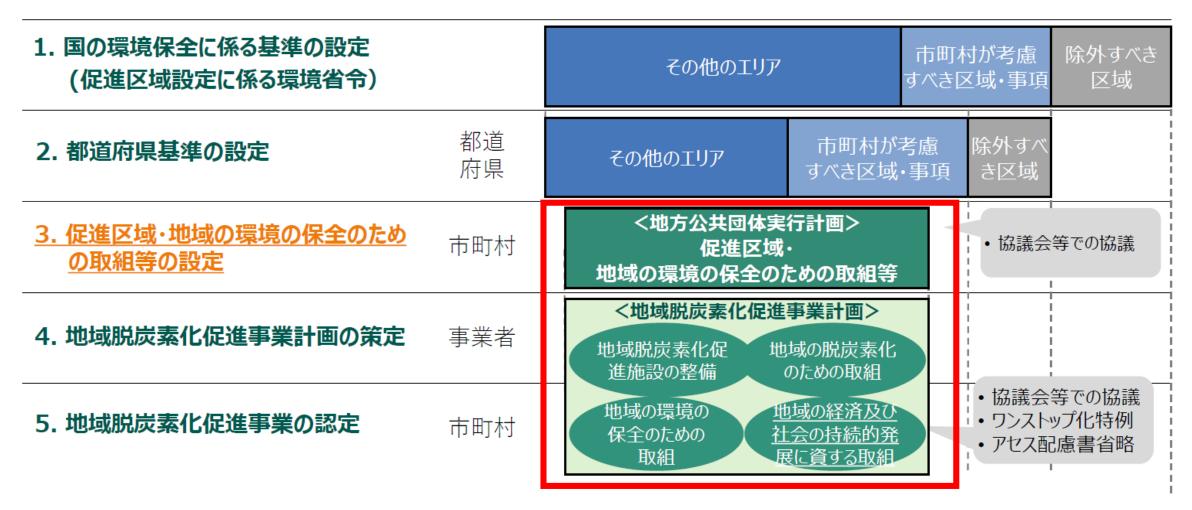
都道府県基準 (京都府)

【地域脱炭素化促進事業の例示】

促進区域の候補となる具体的なエリア 営農地 再生利用が可能な荒廃農地	想定される地域経済・社会の持続的発展への貢献(例示) 高収益型農業の拡大による地元の農業従事者の安定収益確保・雇用創出や人材の育成 災害時の地域への電力供給 売電収入による地域貢献
再生利用が困難と見込まれる荒廃農地	 再工ネ事業の継続実施 原野化した荒廃農地の再工ネ整備による獣害対策 災害時の地域への電力供給 売電収入による地域貢献 エネルギーの地産地消による地域内経済循環への貢献 再工ネ事業の継続実施
廃棄物最終処分場跡地	災害時の地域への電力供給売電収入による地域貢献再エネ事業の継続実施
農業用ため池	災害時の地域への電力供給売電収入による地域貢献ため池の藻類・水草等の異常発生や水分蒸発の抑制による農業用水の安定的な確保再エネ事業の継続実施
市町村等の有する遊休地 市町村の管理する駐車場 企業等の工場跡地 商業施設、企業等の駐車場 道路・SA・PA・IC・トンネル坑口、 線路等の法面 再工ネ事業の跡地	 災害時の地域への電力供給 売電収入による地域貢献 エネルギーの地産地消による地域内経済循環への貢献 再エネ事業の継続実施

出典:京都府地球温暖化対策推進計画の改定(中間案)

市町村における促進区域の設定



出典:環境省地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック(第2版)をもとに作成

市町村における促進区域の設定

<地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項>

①地域脱炭素化促進事業	地方公共団体実行計画における再工ネ目標等を達成すべく、地域脱炭素化促進事業
の目標	を計画的に推進するために設定する目標を定める。
②地域脱炭素化促進事業	地域脱炭素化促進事業を推進するため、促進区域設定に係る環境省令に従い、都道
の対象となる区域	府県基準に基づいて、市町村が促進区域を定める。本区域内での事業が特例等の対
(促進区域)	象となる。
③促進区域において整備 する地域脱炭素化促進施 設の種類及び規模	再エネポテンシャルや、地域の自然的社会的条件等に応じて設定する、再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設の種類及び規模。 再エネの種別ごとに設定することが望ましい。
④地域の脱炭素化のための取組	地域の自然的社会的条件に応じて、地域脱炭素化施設の整備を通じて得られたエネルギーや利益等を活用し、地域の脱炭素化に貢献する取組の方針を定める。 本方針に基づき、事業者が地域脱炭素化促進事業計画の策定を行う。
⑤地域の環境保全のための取組	促進区域の設定に当たって、促進区域から除外する程度ではないが、事業の実施に 当たって環境保全上の支障を及ぼすおそれがないようにするために必要な措置があ る場合や地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な措置がある場 合に、地域脱炭素化促進事業に求める環境の保全のための措置の方針を定める。 本方針に基づき、事業者が地域脱炭素化促進事業計画の策定を行う。
⑥地域の経済及び社会の	地域全体の将来像を踏まえ、脱炭素社会の実現に加え、SDGs(持続可能な開発目標)の達成や第5次環境基本計画に位置づけられた「地域循環共生圏」の構築といったことも念頭に置いて検討し、地域の活性化や災害時のエネルギー確保など地域課題の解決に貢献する取組の方針を定める。
持続的発展に資する取組	本方針に基づき、事業者が地域脱炭素化促進事業計画の策定を行う。

市町村における促進区域の設定

類型	具体的な内容
1)広域的ゾーニング型	環境情報等の重ね合わせを行い、関係者・関係機関による配慮・ 調整の下で、広域的な観点から、促進区域を抽出します。
2)地区·街区指定型	スマートコミュニティの形成やPPA※普及啓発を行う地区・街区のように、再エネ利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行うエリアを促進区域として設定します。
3)公有地·公共施設活用型	公有地・公共施設等の利用募集・マッチングを進めるべく、活用を 図りたい公有地・公共施設を促進区域として設定します。
4)事業提案型	事業者、住民等による提案を受けることなどにより、個々のプロジェクト の予定地を促進区域として設定します。

※PPA: Power Purchase Agreement(電力販売契約)の略称です。オンサイトPPAモデルとして、敷地内に太陽光発電設備を発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、発電設備から発電された電気を需要家に供給する仕組み等があります。

出典:環境省地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック(第2版)

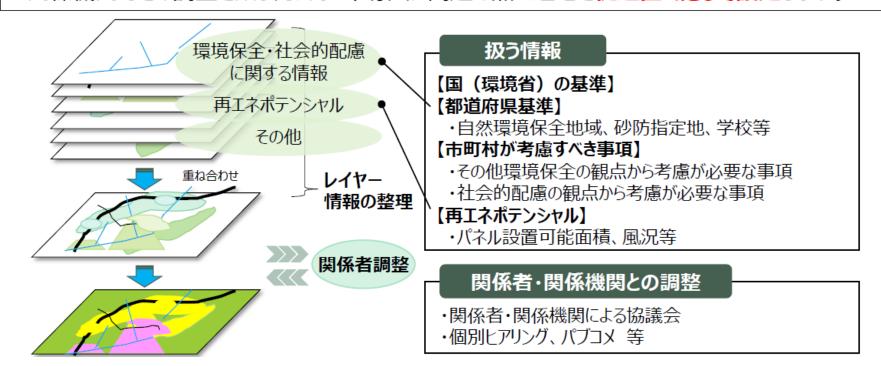
<促進区域の抽出方法>

京丹後市においては、環境 保全と土地利用の促進を両 立するため、「広域的ゾー ニング型」の方法を実施し ている。

市町村における促進区域の設定

<広域的ゾーニング型>

- ・地域脱炭素化促進事業の促進に当たっては、土地利用やインフラの在り方も含め、長期的に望ましい地域の絵姿を検討すること、すなわち、まちづくりの一環として取り組むことが重要であることなどから、広域で検討する「広域的ゾーニング型」が理想的な考え方です。
- ・広域的ゾーニングでは、**市町村全体もしくは一部(広域)を対象**として、国・都道府県基準、 市町村として環境保全、社会的配慮が必要なエリア等を**重ね合わせ**ます。
- ・関係機関等との調整を踏まえ、再エネ導入に問題の無い適地を促進区域として設定します。



出典:環境省地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック(第2版)